

近畿中国森林管理局における復旧・復興建設工事共同企業体の取扱いについて

大規模災害(*1)からの円滑かつ迅速な復旧・復興を図るため、被災地において不足する技術者や技能者を広域的な観点から確保することにより、地域に精通している被災地域(*2)の建設企業が、被災地域外の建設企業(*3)と共同することで、施工力を強化するために結成される共同企業体（以下、「復旧・復興 J V」という。）を活用することとする。

*1 令和 6 年度能登半島地震、令和 6 年 9 月 20 日からの大雨による災害とする。

*2 被災地域の範囲は、「石川県内」を対象地域とする。

*3 復旧・復興 J V は、被災地域外の建設企業と協業関係を確保することを目的とするため、被災地域外の建設企業においては被災地域内の営業所等の有無は問わない。

1. 対象工事等

被災地域において、近畿中国森林管理局（石川森林管理署）が発注する復旧・復興工事（災害復旧工事を含む）で、復旧・復興 J V が競争参加できる工事とする（大規模な工事と技術的難度の高い工事は除く。）。

なお、復旧・復興 J V が競争参加できる工事については、当該入札公告にて、「本工事は復旧・復興建設工事共同企業体を活用する対象工事である。」旨を明示する。

2. 復旧・復興 J V の内容

（1）構成員の数

構成員の数は、2 又は 3 社とする。

（2）構成員の組合せ

構成員の組合せは、同程度の施工能力を有する者(*1)の組合せとし、被災地域の地元建設企業(*2)を少なくとも 1 社含むものとする。

*1 「同程度の施工能力を有する者」とは、土木一式工事に係る令和 7・8 年度林野庁、森林管理局における一般競争（指名競争）入札参加資格の認定の際の等級区分が同一の等級もしくは直近の等級に認定された有資格業者とする。

*2 「被災地域の地元建設企業」とは、被災地域に主たる営業所を有する企業とする。

（3）構成員の技術的要件等

構成員は次の三要件を満たす者とする。

ア 登録部門に対応する許可業種につき営業年数が 3 年以上であること。

ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が認められる場合においては、この限りではない。

イ 登録部門について元請けとして一定の実績(*1)を有すること。

ウ 全ての構成員に、当該許可業種に係る監理技術者となることができる者又は当該許可業種に係る主任技術者となることができる者で国家資格を有する者が存し、工事の施工に当たっては、これらの技術者を工事現場毎に専任で配置し得ることを原則とする。

ただし、共同施工を行う場合は、当該工事規模に見合った施工能力を有する構成員が当該許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を専任で配置する場合は、他の構成員の配置する技術者は兼任で配置することを可能とする。(*2)

*1 「一定の実績」とは、土木一式工事について、元請けとして森林土木工事（治山もしくは林道事業）の施工実績とする。

*2 設計図書又は受発注者間の打合せ記録等の書面で工事を行う時期が明らかにされている場合は、監理技術者又は主任技術者の専任を求める期間は、契約工期中、実際に施工を行う時のみとする。

（４）出資比率要件

甲型の復旧・復興ＪＶ（復旧・復興建設工事共同企業体協定書（甲）を使用する復旧・復興ＪＶをいう。以下同じ。）は、全ての構成員が、均等割の10分の6以上の出資比率であるものとする。

なお、出資比率の最小限度基準は、構成員数を勘案して以下に基づき定めるものとする。

構成員２社の場合３０パーセント以上

構成員３社の場合２０パーセント以上

（注）復旧・復興建設工事共同企業体協定書（甲）を使用するのは共同施工方式の場合である。

（５）代表者要件

代表者は、円滑な共同施工を確保するため中心的役割を担う必要がある観点から、被災地域の地元建設企業とすることを原則に構成員において決定された者とし、その出資比率は、構成員において上記（４）を元に自主的に定めるものとする。

３．競争参加資格

復旧・復興ＪＶを結成して入札に参加する場合は、近畿中国森林管理局における一般競争（指名競争）参加資格認定の申請を行う必要がある。

申請方法については、「競争参加者の資格に関する公示」による。

なお、一般競争参加資格の認定を受けた復旧・復興ＪＶは、競争参加有資格者名

簿に登録する。

4. 登録

(1) 登録できる数

一の企業が登録機関ごとに結成・登録することができる復旧・復興 J V の数は、原則として 1 とする。ただし、共同企業体が営業区域や結成する工種を異にしているとき等で継続的な協業関係を維持する上で差し支えないと判断される場合に限る、最大 3 までとする。

(2) 一の企業としての登録等

復旧・復興 J V の構成員が、単体企業としても登録することや、他の共同企業体の構成員となることは可能である。

(3) 協定書

復旧・復興建設工事共同企業体協定書（甲）については、別添のとおりとする。

5. 監理技術者等の制度運用について

甲型の復旧・復興 J V の主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）の制度運用については、次のとおりとする。

- (1) 下請契約の額が 5,000 万円未満となる場合又は下請契約を締結しない場合は、全ての構成員は主任技術者を工事現場毎に設置しなければならない。設置される主任技術者は原則として国家資格を有する者とする。また、請負金額が 4,500 万円以上となる場合は設置された主任技術者は専任でなければならない。

下請契約の額が 5,000 万円以上となる場合は、特定建設業者たる構成員 1 社以上が監理技術者を設置しなければならない。

その他の構成員は主任技術者を設置しなければならず、この場合にも、設置される主任技術者は原則として国家資格を有する者とする。また、請負金額が 4,500 万円以上となる場合は設置された監理技術者は専任でなければならない。（特例監理技術者を設置する場合（専任の監理技術者補佐を設置し、監理技術者を複数の工事現場で兼務させる場合のことをいう。以下同じ。）はこの限りでない。）。

ただし、工事規模に見合った施工能力を有する構成員が当該許可業種に係る監理技術者等を専任で設置する場合又は特例監理技術者を設置する場合は、その他の構成員が設置する監理技術者等は専任を求めない。

- (2) 監理技術者等の専任期間について、復旧・復興 J V が、監理技術者等を工事現場に専任で設置すべき期間は契約工期が基本となるが、たとえ契約工期中であっても、例えば工事が明らかに行われていない期間は工事現場への専任は、要しない。ただし、発注者と復旧・復興 J V の間で専任を要しない期間が設計図書又は

打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要となる。

6. 施工の監督について

共同企業体による施工の監督に当たっては、構成員全員による共同施工を確保するため、共同企業体の運営委員会の委員名及び工事事務所の組織、人員配置等を記載した共同企業体編成表や施工体系図、施工体制台帳等を提出させることとする。
なお、この提出は、特記仕様書又は現場説明書等により求めるものとする。

7. 復旧・復興 J V による実績の個別企業への反映について

- (1) 甲型の復旧・復興 J V により施工した工事については、次により算出した額を各構成員の完成工事高として取り扱うものとする。

請負代金額に各構成員の出資の割合を乗じた額

- (2) 復旧・復興 J V により施工した工事の成績評定については、工事全体の評価を復旧・復興 J V 構成員各自の成績として取り扱うものとする。

8. 構成員、代表者又は出資比率等の変更

- (1) 構成員の脱退の取扱いについては、以下のとおりとする。

- ア 甲型の復旧・復興 J V については、他の構成員全員及び発注者の承認がなければ、当該共同企業体が建設工事を完成する日まで脱退することができないものとする。
- イ 構成員が工事途中で破産又は解散等した場合には、当然に当該共同企業体から脱退することとなるものとする。

- (2) 構成員の除名については、工事の途中において、一部の構成員に重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由が生じた場合に限り、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができる。この場合、当該共同企業体は、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

- (3) 工事の途中において、一部の構成員が脱退した場合（除名した場合を含む。）、残存構成員のみでは適正な施工の確保が困難なときは、原則として契約を解除するものとし、新たな構成員の加入については入札契約の透明性・公平性等の観点から、真にやむを得ない場合を除いては認めないものとする。なお、脱退又は除名した構成員については再加入できないものとする。

- (4) 復旧・復興建設工事共同企業体協定書（甲）の復旧・復興建設工事共同企業体協定書第8条に基づく協定書中「ただし、当該工事について発注者と契約内容の

変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。」旨の規定は、甲型の復旧・復興 J V の場合、工事内容の変更の度に当初に定めた出資の割合を当然には変更するものではないという趣旨であるが、当該工事内容の規模又は性質の変更その他特段の事情に基づき各構成員の出資の割合を変更する合理的な必要性がある場合には、他の構成員全員及び発注者の承認により出資の割合を変更しても構わない。出資の割合の変更に当たっては、請負契約の内容の変更に当たることから発注者に対しては、あらかじめ書面をもってその旨を通知し承認を得ることとする。

- (5) 代表者が脱退若しくは除名の場合又は代表者としての責務が果たせなくなった場合において、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

9. 構成員の一部について会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされた場合等の取扱い

- (1) 復旧・復興 J V の構成員の一部について会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされた場合の取扱いについては、以下のとおりとする。

なお、復旧・復興 J V の構成員の一部について民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされた場合の取扱いについては、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされた場合の取扱いを準用する。

ア 更生手続開始の申立てが開札の時より前になされた場合

- (ア) 更生手続開始の申立てがなされた者（更生手続開始の決定後、近畿中国森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けている者を除く。以下「被申立会社」という。）を含む復旧・復興 J V については、復旧・復興 J V としての認定（以下「認定」という。）及び競争参加資格の確認（以下「確認」という。）を行わないものとする。

既に確認を行っている場合においては、これを取り消し、その旨を当該復旧・復興 J V に通知する。

- (イ) (ア) にかかわらず、残余の構成員が単体としても一般競争参加資格の認定を受けている場合には、当該残余の構成員が単独で確認の申請を行うことができるものとする。
- (ウ) (イ) の認定及び確認の申請があることをもって入札公告に定める入札及び開札の日時を変更することは行わないものとする。
- (エ) (イ) の認定及び確認の手続は、できる限り開札の時までに終了するよう、速やかに行うものとする。

イ 更生手続開始の申立てが開札の時以降になされた場合

- (ア) 開札後落札決定までの間においては、被申立会社を含む復旧・復興 J V に

については、認定及び確認を取り消し、その旨を当該復旧・復興 J V に通知するものとする。

- (イ) 落札決定時以降は、契約書作成前であったとしても契約は部分的には成立しており、契約の相手方を変更することは認められない。

この契約の取扱いについては、被申立会社を含む復旧・復興 J V の施工能力を総合的に判断し、決定するものとする。

- (ウ) (イ) の判断に当たっては、被申立会社以外の構成員の施工能力を踏まえつつ、現場の状況、下請企業及び金融機関との関係等を勘案して、当該復旧・復興 J V において施工が可能なものはできる限り施工させることを基本とする。
- (エ) 契約書作成前にあっては、施工が可能であると判断される場合には、契約書を作成し、不可能であると判断されるときには、契約の解除を申し入れた後、再度公告を実施するものとする。
- (オ) 契約書作成後にあっては、施工が可能であると判断される場合には、契約を継続し、不可能であると判断される場合には、契約を解除するものとする。

- (2) 復旧・復興 J V の構成員の一部が破産又は解散等した場合の取扱いについては、以下のとおりとする。

ア 破産又は解散等が開札の時より前になされた場合

- (ア) 破産又は解散等した構成員（以下「破産構成員」という。）を含む復旧・復興 J V については、認定及び確認を行わないものとする。

既に確認を行っている場合においては、これを取り消し、その旨を当該復旧・復興 J V に通知するものとする。

- (イ) 当該復旧・復興 J V の破産構成員以外の構成員については、開札の時より前であれば、入札公告に定める期限にかかわらず、残余の構成員により、又は残余の構成員に破産構成員に代わる構成員を補充することにより、新たに復旧・復興 J V を結成し、認定及び確認の申請を行うことができるものとする。

ただし、(ア) の場合を除き、当該復旧・復興 J V の競争参加資格が認められない旨の通知を受けているときは、この限りでない。

- (ウ) (イ) にかかわらず、残余の構成員が単体としても一般競争参加資格の認定を受けている場合には、破産構成員に代わる補充員を補充せず、残余の構成員が単独で確認の申請を行うことができるものとする。
- (エ) (イ) 及び (ウ) の認定及び確認の申請があることをもって入札公告に定める入札及び開札の日時を変更することは行わないものとする。
- (オ) (イ) 及び (ウ) の認定及び確認の手続は、できる限り開札の時までに終了するよう、速やかに行うものとする。

イ 破産又は解散等が開札の時以降になされた場合

(ア) 開札後落札決定までの間においては、破産構成員を含む復旧・復興ＪＶについては、認定及び確認を取り消し、その旨を当該復旧・復興ＪＶに通知するものとする。

(イ) 落札決定時以降は、契約書作成前であったとしても契約は部分的には成立しており、契約の相手方を変更することは認められない。

この契約の取扱いについては、残余の構成員の施工能力を総合的に判断し、決定するものとする。

(ウ) (イ) の判断に当たっては、残余の構成員の施工能力を踏まえつつ、現場の状況、下請企業及び金融機関との関係等を勘案して、当該復旧・復興ＪＶにおいて施工が可能なものはできる限り施工させることを基本とする。

(エ) 契約書作成前にあっては、施工が可能であると判断される場合には、契約書を作成し、不可能であると判断されるときには、契約の解除を申し入れた後、再度公告を実施するものとする。

(オ) 契約書作成後にあっては、施工が可能であると判断される場合には、契約を継続し、不可能であると判断される場合には、契約を解除するものとする。

(3) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に復旧・復興ＪＶの構成員の一部が指名停止措置を受けた場合の取扱いについては、以下のとおりとする。

ア 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に復旧・復興ＪＶの構成員の一部が指名停止措置を受けた場合においては、当該指名停止措置を受けた者（以下「被指名停止会社」という。）を含む復旧・復興ＪＶについては、競争参加資格が認められない。

イ アにかかわらず、残余の構成員が単体としても一般競争参加資格の認定を受けている場合には、被指名停止会社に代わる構成員を補充せず、単独で確認の申請を行うことができるものとする。

ウ イの認定及び確認の申請があることをもって入札公告に定める入札及び開札の日時を変更することは行わないものとする。

エ イの認定及び確認の手続は、できる限り開札の時までに終了するよう、速やかに行うものとする。

〇〇復旧・復興建設工事共同企業体協定書（甲）

（目的）

第1条 当共同企業体は、復旧・復興建設工事共同企業体の対象となる工事（以下「復旧・復興工事」という。）を共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第2条 当共同企業体は、〇〇復旧・復興建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、〇年〇月〇日に成立し、その存続期間は、1年とする。ただし、1年を経過しても当企業体に係る復旧・復興工事の請負契約の履行後〇月を経過するまでの間は解散することができない。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、復旧・復興工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合等)

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は別に定めるところによるものとする。

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、復旧・復興工事の完成に当るものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、復旧・復興工事の請負契約の履行及び下請契約その他の復旧・復興工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、復旧・復興工事完成の都度当該復旧・復興工事について決算するものとする。

(利益金配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が復旧・復

興工事を完成する日までは脱退することができない。

- 2 構成員のうち復旧・復興工事の工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して復旧・復興工事を完成する。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行なうものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行なわない。

（構成員の除名）

- 第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、復旧・復興工事の工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。
- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
 - 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

（工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

- 第17条 構成員のうちいずれかが復旧・復興工事の工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

（代表者の変更）

- 第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

（解散後の契約不適合責任）

- 第18条 当企業体が解散した後においても、当該復旧・復興工事につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇復旧・復興建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が署名又は記名押印し、各自所持するものとする。

（注）発注者が認める場合、電子的方法で署名又は記名押印に代わる措置を講じることでもよい。

年 月 日

〇〇建設株式会社

代表取締役〇 〇 〇 〇 (印)

〇〇建設株式会社

代表取締役〇 〇 〇 〇 (印)

〇〇復旧・復興建設工事共同企業体協定書第8条に基づく協定書

〇〇発注に係る下記工事については、〇〇復旧・復興建設工事共同企業体協定書第8条の規定により、当企業体構成員の出資の割合を次のとおり定める。ただし、当該工事について発注者と契約内容の変更増減があっても構成員の出資の割合は変わらないものとする。

記

- 1 工事の名称 〇〇〇〇〇〇工事
- 2 出資の割合 〇〇建設株式会社 〇〇%
 〇〇建設株式会社 〇〇%

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり出資の割合を定めたのでその証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が署名又は記名押印して各自所持するものとする。

（注）発注者が認める場合、電子的方法で署名又は記名押印に代わる措置を講じることでもよい。

年 月 日

〇〇復旧・復興建設工事共同企業体

代表者 〇〇建設株式会社 代表取締役 〇〇〇〇 (印)
 〇〇建設株式会社 代表取締役 〇〇〇〇 (印)